

承認条件

【斑鳩町 都市建設部 建設農林課】

1. 道路等工事についての規模および申請区域、その他の内容については、許可(申請)図面のとおりとすること。また、工事において道路等に損傷等が生じた場合は、申請者において原状復旧すること。
2. 工事設計内容に変更が生じたときには、直ちに斑鳩町と変更協議を行うこと。
3. 工事に際し、地下埋設物、街区基準点、官民境界の境界標等は工事前に調査し、配慮した施工をすること。また工事完了後復元しなければならないものは復元をすること。
4. 道路使用および工事用車両の運行においては管轄の警察署(奈良県警 西和警察署)および消防署(奈良県広域消防組合 西和消防署)と十分に協議調整を行うこと。また、年末および年始の指定期間については、指示に従うこと。
5. 申請者は、工事に着手しようとする予定日の1週間前までに工事着工届および工程表を提出すること。その際に、指示を出すことがある。
6. 工事が完了したときは、申請者は速やかに工事完了届および施工前、施工中、施工後の写真(不可視部分については出来形寸法等が確認できるよう撮影すること)を添付して提出すること。必要に応じて、検査をする場合がある。また、工事完了後に手直し等の指示を出すことがあるが、申請者において行うこと。なお、工事完了届の提出がない場合、斑鳩町への工事物件等の引継ぎは認めないものとする。
7. 工事着手前に、周辺自治会および近隣住民、関係機関等に工事の説明を行い、協議し、工事を行うこと。
8. 事前に工事実施個所が通学路か調査を行い、該当する場合は斑鳩町教育委員会および教育施設に協議を行い、適切な安全対策を講じること。
9. 工事実施に伴う通行規制等によりごみ収集等に影響が出る場合は、斑鳩町 住民生活部 環境対策課と協議をすること。
10. 事前に斑鳩町コミュニティバス(マイクロバス)のルートを確認し、ルート内に該当する場合は斑鳩町 都市建設部 都市創生課と協議すること。
11. 工事実施にあたり、交通に支障を与えないよう十分注意するとともに、危険防止および安全対策に必要な措置を講じ、万全を期すこと。また、資材および車両について放置しないこと。
12. 道路等の復旧については、転圧を十分にを行い、既存路面やマンホール等、段差や水が溜まらないよう擦り付けを行うこと。以下の基本的な舗装復旧面積について記載するが、都度、斑鳩町と協議をすること。

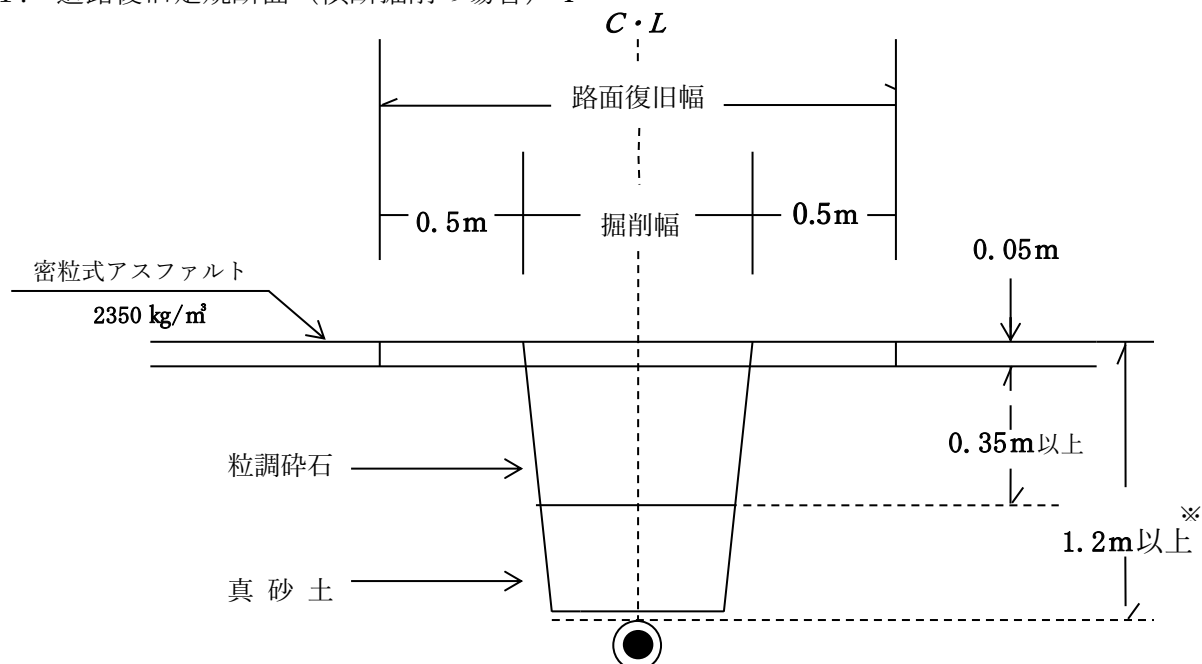
【基本的な舗装復旧面積について（原則、原状復旧）】

- ・舗装幅員が6 m未満の場合、全幅にて舗装復旧すること。
- ・舗装幅員が6 m以上で、掘削範囲が道路端から道路中心部までの場合は、半幅での復旧を認めることがある。ただし、工事内容によっては認めない場合もある。
- ・原則、新舗装(3年間)においては掘削できないが、やむを得ない事情がある場合については、幅員関係なく全幅にて舗装復旧すること。
- ・工事箇所が10 m以内に2カ所以上ある場合、工事箇所の間を含めた連続した舗装の復旧をすること。
- ・カラー舗装および特殊な舗装については同等の材料で舗装復旧すること。
- ・「図1」の道路復旧定規断面図(横断・縦断)を参照すること。
- ・別途、斑鳩町が指示した場合はそのとおり舗装復旧すること。

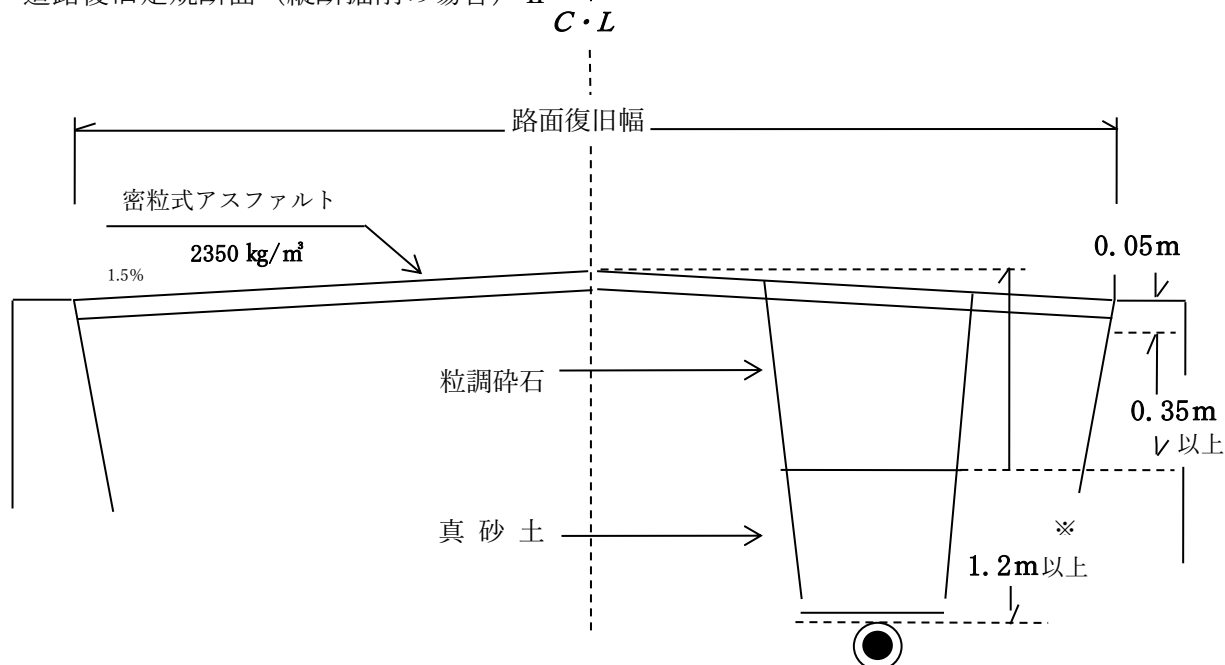
13. 工事完了届を提出してから2年間、その工事の瑕疵が原因で道路等に何らかの影響が出た場合は、指示に従い申請者の負担において対応すること。
14. この工事について、第三者と紛糾および事故等が生じた場合は、斑鳩町に報告し申請者において解決すること。また、工事施工中および工事完了後において周辺自治会および近隣住民等より苦情等の問題が生じた場合は、誠意をもって解決を図ること。
15. その他必要な事項について、町より指示を受けたことについて従うこと。

1. 道路復旧定規断面（横断掘削の場合）Ⅰ

図 1



2. 道路復旧定規断面（縦断掘削の場合）Ⅱ



道路復旧定規断面それぞれⅠ又はⅡに該当しない場合は、別途斑鳩町との協議により決定するものとする。 ※管の種類及び口径により1.2m以下の浅層埋設が可能な場合がある。